

第 1 章

基本的事項

1 計画の目的

平成8年10月、本県の恵まれた環境を保全するため、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。

条例の基本理念として、県民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を実現するとともに、それを将来の世代へ伝えていくという責任を果たすこと、行政だけでなく県民や事業者など社会のすべての構成員の

参加のもと、社会経済活動等による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会を構築すること、地球環境保全を積極的に推進すること、を掲げています。

本計画は、こうした条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定するものです。

2 計画の役割

本計画は、次のような役割を担っています。

- ① 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示します。
- ② 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ③ 県民、事業者、行政など社会のすべての構成員の役割と責任を示します。
- ④ 本県の環境行政の指針として、他の行政施策や計画をより良い環境づくりに向け誘導・調整します。

3 計画策定の背景

(1) 変化する社会情勢への対応

① 人口減少社会の到来

我が国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成17(2005)年からは自然減に転じ、人口減少社会を迎えました。平成32(2020)年ごろには平成22(2010)年に比較して約530万人の減少が見込まれ、その後も引き続き減少していくことが予測されています。

本県においても、平成22年の国勢調査では人口が減少に転じました。また、人口減少と少子・高齢化がさらに進行し、平成32年の本県人口は1,864千人(平成22年1,945千人)となり、高齢化率は30.8%(同25.1%)に達すると予測されています。

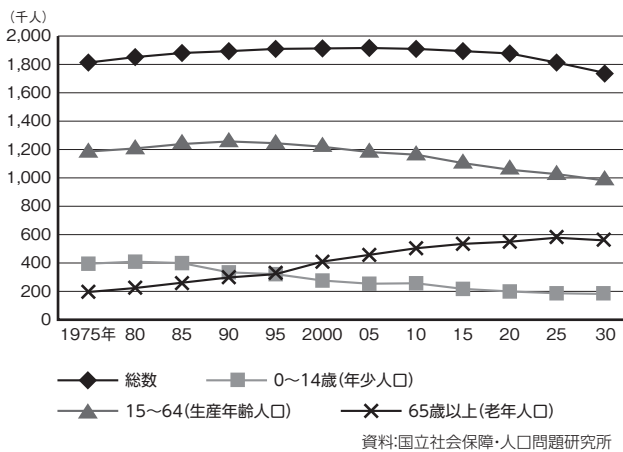
人口の減少は、日常生活によって消費される資源やエネルギーが少なくなり、排出される二酸化炭素*(CO₂)や廃棄物も減少するなど、環境への負荷低減につながるという見方もありますが、一方では社会経済の担い手が減少することで、耕作放棄地の増加による

里地・里山*の荒廃を招くなど、むしろ環境悪化の要因になる恐れがあるといわれています。

また、大都市、中核都市を除く多くの市町村では、人口減少や少子・高齢化の進行により、地域コミュニティの活力が失われた地域を抱えて苦慮するケースが増えています。地域コミュニティは、人々の助け合いの心や地域への愛情を育む基盤であり、身近な環境の保全や地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしています。

私たちが、これからも住み慣れた地域の環境を保全し、安全で快適な生活を送るためには、一人ひとりが環境保全の担い手としての意識を高めるとともに、地域のボランティアやNPO*などとの協働を進め、地域コミュニティの活力を高めていくことが必要です。

図1-3-1 岡山県の将来人口



② 地方分権の進展

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本に、基礎自治体である市町村が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は広域自治体が担えない事務事業を担うという「補完性の原則」に基づき、国から地方への事務・権限の委譲が進められています。

真に自立した分権型社会の確立により、地域が抱え

る課題について、地方自らの判断と責任において最も適した解決策を見出し実行することが可能となることから、今後、地域ニーズに的確に対応しながら、自然、歴史、文化などの地域の特性を生かした地域づくりに一層取り組み、地域間競争や地域経済の構造変化に適切に対応することが求められています。

③ 東日本大震災を契機としたエネルギー構造等の転換

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、国民の意識や価値観に大きな変化が生じ、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会の在り方を見つめ直し、社会全体を持続可能なものへと転換していくこ

とが求められています。我が国のエネルギー政策そのものの見直しが進められる中で、安全・安心で災害に強い地域分散型エネルギーシステムの導入や、地域資源を活用した**再生可能エネルギー***のシェア拡大が求められています。

④ グリーン成長と地域産業の振興

環境保全活動は、これまで経済活動の制約要因と考えられてきましたが、諸外国では、平成20(2008)年の金融危機に始まった不況を契機として、環境関連の産業で雇用を生み出し、環境保全を経済発展につながる成長要因としてとらえる「**グリーンニューディール***」や「**グリーン成長**」という考え方が拡大しています。

我が国においても、日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)において、エネルギー・環境分野が成長分野の一つとして位置付けられ、こうした考え方に基いて地域産業の振興につなげていくことが期待されています。

※太字*は資料編の用語集(P.88~P.97)をご覧ください。

Topics グリーン経済・成長に向けた動き

■ UNEP報告書

平成23(2011)年11月に国連環境計画(UNEP)が発表した報告書「グリーン経済を目指して」によれば、エネルギー供給業や農業、漁業等の主要な10の部門へ、年間2%の世界GDP(平成22(2010)年では約1.3兆ドル)を投資するだけで、環境に優しいグリーン経済へ移行できるとしています。そのシナリオの中では、エネルギーの効率化が進みエネルギー需要を平成32(2020)年には、通常のビジネスモデルより9%減らすことができ、その削減量は平成62(2050)年までには40%に達し、発電に係るコストが約7,600億ドル削減できるとされています。

■ 日本再生戦略

平成24(2012)年7月に閣議決定された日本再生戦略においては、従前の新経済成長戦略の内容を一部見直し「原発からグリーンへ」のエネルギー構造転換を強力に進める「グリーン成長戦略」が最重要戦略として位置付けられました。その中では、持続可能な新産業の創出や、**グリーン・イノベーション***に併せた産業構造の進化により、エネルギー、自動車、交通、住宅、都市開発、医療などで横断的なイノベーションの連鎖を引き起こし、平成32(2020)年には50兆円以上の環境関連新規市場と140万人以上の環境分野の新規雇用を実現することとしています。

(2) 環境問題を取り巻く状況への対応

① 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の進行は、**生態系***や人類に悪影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

地球温暖化の科学的な評価をまとめたIPCCの第4次評価報告書では、世界平均気温の上昇は人為起源の**温室効果ガス***増加による可能性が非常に高く、今後20～30年の温室効果ガス削減努力が非常に重要だと指摘しています。削減を進めるには国際的な枠組みが重要ですが、平成24(2012)年の**COP*18**では、2020年以降の新たな法的枠組み構築に関する作業計画が決定された段階となっています。

一方、我が国の温室効果ガスの排出量をみると、平成23(2011)年度の総排出量(速報値)は、13億700万トン(CO₂換算)で、基準年(1990年)比で3.6%の増加となっているものの、**京都議定書***の約束期間が始まった

2008年からの平均を見ると、森林吸収量等も加味したうえで、京都議定書の削減約束を達成している状況です。また、平成32(2020)年度の排出量削減目標値を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案は廃案となり、改めて平成25(2013)年以降の温暖化対策が検討されるものと考えますが、再生可能エネルギーの利用促進を図るための固定価格買取制度や、地球温暖化対策のための税の導入などの新たな対策は始まっています。

こうした震災後のエネルギー等をめぐる環境変化を踏まえ、太陽光、**バイオマス***、中小規模水力などの地域分散型**新エネルギー***の地産拡大を進めるとともに、節電・省エネルギーを一層推進し、資源やエネルギーを大量消費するライフスタイルから、環境負荷の少ないライフスタイルへ転換することや、森林の保全等の吸収源対策を推進することが必要になっています。

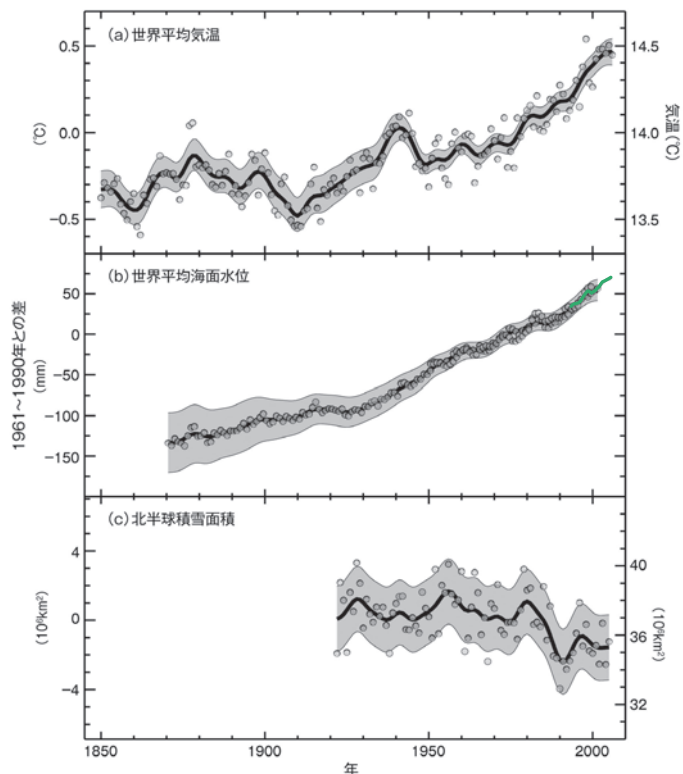
解説

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の
第4次評価報告書(概要)

平成19(2007)年に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*が発表した第4次評価報告書では、温暖化には疑う余地がないこと、世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いことを明言し、次のことが指摘されています。

- ・ 世界の平均気温が、過去100年間で0.74℃、平均海面水位は17cm上昇し、近年その傾向は加速しており、最悪の場合、21世紀末には気温が2.4～6.4℃上昇する。
- ・ 気温が1980-1999年の期間と比較して1.5～2.5℃を超えて上昇した場合、動植物種の約20～30%が絶滅の危機に直面する恐れがあり、1～3℃を超えて上昇すると世界的な食糧生産量が減少し、1990年レベルより約2～3℃以上に上昇した場合、すべての地域で悪影響が大きくなる可能性が非常に高い。
- ・ 省資源・環境配慮重視の循環型社会を実現すれば、気候変動のリスクを大きく低減することが可能であり、今後20～30年の温室効果ガス削減努力が非常に重要である。

図1-3-2
気温、海面水位及び北半球の積雪面積の変化



(a)世界平均地上気温;(b)潮位計(グレー)と衛星(緑)データによる世界平均海面水位の上昇;(c)3月～4月における北半球の積雪面積それぞれの観測値の変化。すべての変化は、1961年～1990年の平均からの差である。滑らかな曲線は10年平均値、陰影部は平均値の不確実性の幅、丸印は各年の値をそれぞれ示す。

資料:IPCC第4次評価報告書



Topics 地球温暖化に対応するための国際的な枠組み

地球温暖化に対応するための国際的な枠組みとしては、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、平成9(1997)年12月に「京都議定書」が採択(平成17(2005)年2月発効)されました。京都議定書は先進国全体の2008年から2012年までの温室効果ガス排出量を、基準年(1990年)比で少なくとも5%削減することを目標に、各国ごとの数値目標を定めており、我が国は6%削減を約束しました。

京都議定書第一約束期間以降(2013年～)の目標や取組については、いろいろな局面で議論されてきましたが、平成23(2011)年11月から

12月に開催されたCOP17では、新たな法的枠組みの構築に関する新しいプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、遅くとも平成27(2015)年中に作業を終えて平成32(2020)年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されました。また、翌年のCOP18では、新たな法的枠組みづくりへの作業計画が決定されました。なお、京都議定書に関して、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、主要排出国の参加が見送られたことから、我が国は参加していません。

② 循環型社会の構築

昭和45年に廃棄物の適正処理等について規定する「廃棄物処理法」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、平成3年に製品の省資源化・長寿命化等について規定する「資源有効利用促進法」(資源の有効な利用の促進に関する法律)がそれぞれ制定されるとともに、平成12年には、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「循環型社会基本法」(循環型社会形成推進基本法)が制定され、また、個別品目についても、容器包装、家電、建設、食品、自動車の5つの**リサイクル関連法***が制定されました。こ

うした法整備により循環型社会の実現に向けた仕組みが構築され、リサイクル率の増加や最終処分量の減少などにおいて一定の効果がみられました。さらに、平成24年8月には携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電についても再資源化を促進する法律が制定されました。

循環型社会を形成していくためには、資源の有効利用や廃棄物の再生利用を推進するための取組や技術開発を進めるとともに、県民一人ひとりが「**もったいない***」意識を持ち、**3R***(発生抑制:リデュース、再使用:リユース、再生利用:リサイクル)を実践するライフスタイルへ転換しなければなりません。

③ 環境教育・環境学習の充実

地球温暖化や廃棄物、森林の破壊、砂漠化など、今日の環境問題は人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題となっています。その解決には、環境への負荷を低減するための法整備や新エネ・省エネ技術の開発などとともに、一人ひとりが、地域の環境保全活動に自主的・主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、一人ひとりへの意識付けのための機会を積極的に提供するとともに、地域に存在する資源を活用しながら環境保全活動を行うボランティアやNPO、

さらには、企業などを育成し、それらをつなぐネットワークをつくり、交流・連携を進めていくことが必要です。

環境教育・環境学習は、そうした活動を促す有効な手段と考えられており、我が国では環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成15(2003)年に「環境保全活動・環境教育推進法」(現「環境教育等促進法」)が制定されました。

また、国際的にも第57回国連総会では、日本政府の提案により、平成17(2005)年から平成26(2014)年まで

を「持続可能な開発のための教育(ESD*)の10年」とする決議案が満場一致で採択され、各国政府、国際機関、NPO、企業等が連携を図りながら、環境教育・環境学習を推進することとされています。

持続可能な社会を構築するためには、子どもから大人

まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、様々な環境問題を自らの実感として理解し、解決する能力を身に付け、環境保全活動などを通じて実践できるよう、体系的な環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。

Topics 持続可能な開発のための教育 (ESD, Education for Sustainable Development)

「持続可能な開発」とは、現代及び将来世代の人びとが安心して暮らすことのできる社会を構築するため、世代間・地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困撲滅、環境保全等を重視した「開発」のあり方をいいます。そしてその実現のため、一人ひとりが社会づくりの担い手として必要な力や考え方を育むこと、それが「持続可能な開発のための教育(ESD)」です。

国連は、平成17(2005)年から平成26(2014)年までの10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」と決め、これを受け、日本では平成18(2006)年3月に「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を策定しました。この実施計画の中では、重点的取組事項として、普及啓発、教育機関における取組、地域における実践等が掲げられています。

ESDに関する地域の拠点(RCE)として、国連大学は世界で116地域(平成24年現在)を認定しており、本県では、岡山市域がその一つ(RCE岡山)として認定され、特に岡山市京山地区は、環境省が全国14地域で展開した「国連ESDの10年促進事業」の一つに採択されました。その他にも県内の大学や市民団体等が様々なESD活動に取り組んでいます。

また、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年となる平成26(2014)年には、我が国で「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」が開催され、岡山市において、ユネスコスクール世界大会や持続可能な開発のための教育に関する拠点の会議など各種ステークホルダー*の主たる会合が開催されます。



④ 生物多様性を育む豊かな自然の継承

地球上では様々な個性を持つ生きものが共生し影響し合って、長い年月をかけて豊かな自然を形成してきました。そして、私たちはこの豊かな自然から、暮らしの基礎となる食料、水などを恵みとして享受するだけでなく、その恵みから生まれた地域色豊かな文化、伝統を通じて、心の豊かさも育んできました。こうした豊かな自然は、一度失われると元には戻せませんが、近年、熱帯雨林などの生態系の破壊は世界各地で進み、多くの動植物が危機的状況となっています。

こうした中、平成4(1992)年に「生物多様性に関する条約」が採択され、平成20(2008)年には我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示した

「生物多様性基本法」が制定されました。そして、平成22(2010)年に名古屋市で開催されたCOP10では、生物多様性に関する世界目標となる**愛知目標***が採択され、これを受けて、平成24(2012)年に政府の生物多様性に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

私たち人間は、一人ひとりが命のつながりの大切さを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用について各地域の特性にあった取組を実践することにより、この豊かな自然環境を次世代に確実に引き継いでいく必要があります。

Topics 自然との共生おかやま戦略の推進

地球上には、森林、湿原、河川、干潟など様々な自然があり、これらの様々な自然環境に適応して進化した多くの生きものが、食物連鎖などを通じてお互いにつながり合い、バランスを保ちながら長い年月をかけ、恵み豊かな自然を形成してきました。この様々な生命が共存している恵み豊かな自然こそが、「生物多様性」そのものと言えます。

本県では、平成23(2011)年2月に策定した、第4次となる「岡山県自然保護基本計画」において「自然との共生～生物多様性を育む豊かな自然の継承～」を計画目標に定めており、この目標等を踏まえて「自然との共生おかやま戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を進めます。



⑤ 安全・安心な生活環境の確保

我が国では、昭和40年代の急速な工業化の進展等に伴い、深刻な公害が発生し、各地で多くの健康被害をもたらすなど社会問題となりました。これに対し、国や地方自治体による法整備や規制により公害問題は大きく改善しましたが、依然として**環境基準***を達成していない**光化学オキシダント***等の問題が残されています。

一方、都市化の進展や生活様式の変化により、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁など都市・生活型公害と呼ばれる環境問題も発生しています。

また、近年では、継続的に摂取することにより健康への影響が懸念されている**有害大気汚染物質***、水環境中の**内分泌かく乱化学物質***などの問題が指摘されています。このうち、**ダイオキシン類***や**土壌・地下水汚染**に

ついては、環境基準の設定、各個別法等による規制等、汚染拡大防止などの対応が図られてきていますが、**アスベスト***や一部の化学物質などのように、十分な科学的知見がなかった過去において広く使用されていた物質が、今後、私たちの生活に負の遺産として思わぬ影響を与える可能性があります。

こうした問題に対しては、国や専門機関等との連携を強化し、環境の状況把握、問題の調査・原因究明、対策の立案・推進による課題解決など十分な対応を講じて行く必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、環境中の放射性物質への関心が高まっています。

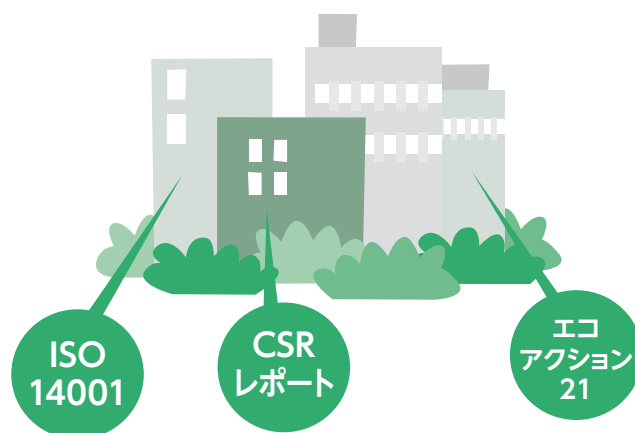
⑥ 事業活動における環境配慮

近年、企業では、**CSR***(企業の社会的責任)を企業戦略の一環として事業の中核にとらえるようになってきています。特に、環境問題が深刻化している今日、企業の環境への対応は、ステークホルダーの関心も高く、売上や株価、資金調達、雇用等の企業活動にも影響することから、競争力強化の手段として積極的に取り組み、**ISO14001***や**エコアクション21***などの**環境マネジメントシステム***の認証取得や、従来からの環境報告書を発展させ、事業活動の社会的な側面についてまとめた

CSRレポートを発行する企業が増加しています。

これらの取組により、環境への負荷低減が図られ、企業イメージの向上につながるとともに、燃料費等におけるコスト削減といったメリットももたらされます。

今後、持続可能な社会の構築に向けて、CSRなどを通じた事業活動における環境配慮をより一層浸透させるとともに、企業のこうした取組を社会が正当に評価し、促進していく仕組みづくりが必要です。



4 計画期間

計画期間は、平成20(2008)年度から平成32(2020)年度までとし、長期的な視野に立って第2章に掲げる本計画の目指すべき姿の実現を図ります。

また、第4章の重点プログラムについては、平成28(2016)年度を目標年次として実施します。

5 計画の構成

第1章では、本計画策定の背景や計画期間等の基本的事項を示します。

第2章では、本計画において実現を目指す姿を提示するとともに、目指すべき姿と具体的な将来の社会や地域のイメージを明らかにします。

第3章では、第2章に掲げる姿の実現のため取り組む目標ごとに、現状と課題を踏まえた主要施策を示します。

第4章では、第3章に掲げた主要施策のうち、平成28(2016)年度までに重点的に実施すべき施策・事業等について、具体的な事業の内容と、努力目標としての指標を示します。

第5章では、計画全体を円滑かつ効果的に推進するための取組や推進体制等を示します。